

# 第11次鳥獣保護事業計画

平成24年4月 1日から  
平成29年3月31日まで  
(5年間)

長野県



# 目 次

第1 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	… 1～2
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	… 1
2 鳥獣の区分と保護管理の考え方	… 1～2
(1) 希少鳥獣	… 1
(2) 狩猟鳥獣	… 1
(3) 外来鳥獣	… 1
(4) 一般鳥獣	… 2
3 計画の期間	… 2
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定に関する事項	… 2～10
1 鳥獣保護区の指定等	… 2～7
(1) 方針	… 2～3
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	… 4～7
2 特別保護地区の指定等	… 7～9
(1) 方針	… 7
(2) 特別保護地区の指定計画	… 8～9
3 休猟区の指定	… 9
(1) 方針	… 9
(2) 休猟区の指定計画	… 9
4 鳥獣保護区等の整備等	… 9～10
(1) 方針	… 9～10
(2) 保全事業の実施に関する基本的な考え方	… 10
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	… 10～12
1 鳥獣の人工増殖	… 10～11
(1) 方針	… 10～11
(2) 人工増殖計画	… 11
2 放鳥獣	… 11～12
(1) 方針	… 11
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	… 12
第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	… 12～28
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	… 12～17
(1) 許可しない場合の基本的考え方	… 12～13
(2) 許可する場合の基本的考え方	… 13～14
(3) わなの使用に当たっての許可基準	… 14～15
(4) 許可に当たっての条件の考え方	… 15
(5) 許可権限の市町村長への移譲	… 15～16
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	… 16
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	… 16～17

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	…17
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	…17
2 学術研究を目的とする場合	…17～19
(1) 学術研究	…17～18
(2) 標識調査	…18～19
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	…19～23
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	…19～20
(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	…20～23
(3) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	…23～24
4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	…24
(1) 個体数調整の基本的な考え方	…24
(2) 個体数調整についての許可基準の設定	…24
5 その他特別の事由の場合	…24～28
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	…24～25
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	…25
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	…25～26
(4) 愛玩のための飼養の目的	…26
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	…26～27
(6) 鵜飼漁業への利用	…27
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	…27～28
(8) 前各号に掲げるもののほかに鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	…28
6 鳥類の飼養の適正化	…28
(1) 方針	…28
(2) 飼養適正化のための指導内容	…28
7 販売禁止鳥獣等	…28
(1) 許可の考え方	…28
(2) 許可の条件	…28
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	…29～34
1 特定猟具使用禁止区域の指定等	…29～33
(1) 方針	…29
(2) 特定猟具使用禁止区域指定等計画	…30
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	…30～33
2 特定猟具使用制限区域の指定	…34
(1) 方針	…34
3 猟区設定のための指導	…34
(1) 方針	…34
(2) 設定の方法	…34
4 指定猟法禁止区域	…34
(1) 方針	…34
(2) 許可の考え方	…34

第6	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	…35
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	…35
	(1) 方針	…35
2	実施計画の作成に関する方針	…35
	(1) 方針	…35
第7	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	…36～37
1	基本方針	…36
2	鳥獣保護対策調査	…36
	(1) 方針	…36
	(2) 鳥獣生息分布調査	…36
	(3) 希少鳥獣等保護調査	…36
	(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	…36
	(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	…36
3	狩猟対策調査	…36～37
	(1) 方針	…36
	(2) 狩猟鳥獣生息調査	…36～37
	(3) 放鳥効果測定調査	…37
	(4) 狩猟実態調査	…37
4	有害鳥獣対策調査	…37
	(1) 方針	…37
第8	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	…37～41
1	鳥獣行政担当職員	…37～38
	(1) 方針	…37
	(2) 設置計画	…37
	(3) 研修計画	…38
2	鳥獣保護員	…38～39
	(1) 方針	…38
	(2) 設置計画	…38
	(3) 年間活動計画	…38
	(4) 研修計画	…39
3	保護管理の担い手の育成	…39
	(1) 方針	…39
	(2) 研修計画	…39
	(3) 捕獲者確保・育成対策	…39
4	鳥獣保護センター等の設置	…40
	(1) 方針	…40
5	取締り	…40
	(1) 方針	…40
	(2) 年間計画	…40
6	必要な財源確保	…41

第9	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	…41～44
1	狩猟の適正管理	…41
	(1) 狩猟鳥獣の制限または緩和	…41
	(2) 入猟者承認制度に関する事項	…41
2	傷病鳥獣救護の基本的な対応	…41～42
	(1) 方針	…41
	(2) 保護収容者による救護の推進	…42
	(3) 傷病鳥獣救護ボランティアの充実	…42
	(4) 傷病鳥獣の保護体制	…42
3	感染症への対応	…42
4	鳥獣保護事業に関する普及啓発	…42～44
	(1) 鳥獣保護思想についての普及	…42～43
	(2) 愛鳥モデル校の指定	…43
	(3) 安易な餌付けの防止	…43～44
	(4) 法令の普及徹底	…44

## 第1 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状態である一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣等も存在している。このため、特定鳥獣保護管理計画等による個体数の管理、生息環境の管理及び被害防除対策について、適切な目標設定のもとで関係機関が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。

また、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材の確保及び育成の必要性が指摘されている。

### 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

##### ア 対象種

環境省が作成したレッドリスト及び長野県版レッドリスト等に記載されている鳥獣又はそれに準ずる鳥獣とする。

##### イ 保護管理の考え方

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び長野県希少野生動物保護条例（平成15年3月24日条例第32号）による取り組みとも連携しつつ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく自然環境保全基礎調査等による生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、個体群の維持回復に努める。

#### (2) 狩猟鳥獣

##### ア 対象種

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号、以下「鳥獣保護法」という。）第2条第3項により環境省で定める狩猟鳥獣とする。

##### イ 保護管理の考え方

地域個体群の存続を念頭におき、生息状況及び被害状況の把握に努め、必要に応じて捕獲を制限するなど、持続的な利用が可能となるよう適切な保護管理に努める。

#### (3) 外来鳥獣

##### ア 対象種

特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律（平成16年法律第78号、以下「外来生物法」という。）で指定された特定外来生物及び本来県内に生息地を有しておらず、人為的に県外から導入され被害を及ぼしている鳥獣とし、現状では「ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク」とする。

なお、本計画期間中において、外来鳥獣の新たな生息情報や被害情報があった場合は、鳥獣保護法及び外来生物法に基づき適切な管理に努める。

##### イ 管理の考え方

根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

#### (4) 一般鳥獣

##### ア 対象種

県内に生息している希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

##### イ 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

### 3 計画の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定等

#### (1) 方針

##### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、基本的に県土における鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性を確保するために設置する。

本県の鳥獣保護区は、第 1 次計画（昭和 39 年度～42 年度）終了時において、46,127ha と県森林面積の 3.4%であったものが、第 10 次計画（平成 19 年度～23 年度）において、220,764ha（うち県指定 163,743ha、国指定 57,021ha）と 16.3%に達しており、鳥獣の保護繁殖に一定の役割を果たしてきている。

また、本県は日本アルプスを抱えた山岳県であり、地形や気候が多様であるとともに、森林が県土の 8 割を占める森林県でもあることから、多種多様な鳥獣の生息地となっている。

しかし、近年ではニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による農林業被害等が顕著になってきており、有害鳥獣捕獲や個体数調整のみでなく、狩猟による捕獲の推進が求められている。

一方、ツキノワグマについては、一部の地域において狩猟の制限も含めた捕獲の調整や生息環境の確保の検討が必要となってきた。

これらのことを踏まえ、以下の方針により鳥獣保護区の指定等をするものとする。

(ア) 本県における鳥獣の主要な生息地である山岳地域や森林地域において、極力連続した鳥獣保護区を指定するよう努める。

(イ) 鳥獣保護区と同様に、豊かな自然環境の保全を目的とする国立・国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、国有林における保護林やみどりの回廊等の他法令等に基づく各種施策と連携を図る。

(ウ) 計画期間中に期間満了となる既設鳥獣保護区については、指定目的及び鳥獣の生息状況を見ながら原則的には更新とする。ただし、指定目的が失われている場合や野生鳥獣被害が深刻で市町村及び利害関係者から更新の同意が得られない場合は、存続期間満了として取り扱うことができるものとする。

(エ) ニホンジカ・イノシシ被害が激甚で、狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ変更（指定目的変更）する場合は、鳥獣保護区指定期間内でも解除することができるものとする。



## イ 指定区分ごとの方針

自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての鳥獣保護区の指定については、既存の森林公園や河川公園、学校林等を所有する学校とその周辺地域において検討し、併せて施設整備の考え方についても十分検討を行うものとする。

また、鳥獣保護区の指定に当たっては、地域住民や市町村、農林業団体等の関係者に対し、鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲が可能なこと、存続期間の短縮が可能なことを説明する等、十分な調整を行う。

なお、期間を更新する既設鳥獣保護区については、保護対象鳥獣の生息状況等を精査し、更新を継続する必要がある場合には、実情にあった指定区分となるよう指定区分の見直しを行うものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画  
ア 鳥獣保護区の指定計画

単位：面積 ha (第1表)

区	分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	管所	本計画期間に指定する鳥獣保護区				計(B)	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区				計(C)
					24年度	25年度	26年度	27年度		28年度	24年度	25年度	26年度	
森林鳥獣生息地	管所	106	105	管所					0					0
	面積	31,800	135,426	変動面積					0					0
大規模生息地	管所		4	管所					0					0
	面積		43,933	変動面積					0					0
集団渡来地	管所		4	管所					0					0
	面積		2,661	変動面積					0					0
集団繁殖地	管所		0	管所					0					0
	面積		0	変動面積					0					0
希少鳥獣生息地	管所		3	管所					0					0
	面積		37,506	変動面積					0					0
生息地回廊	管所		0	管所					0					0
	面積		0	変動面積					0					0
身近な鳥獣生息地	管所		23	管所					0					0
	面積		1,238	変動面積					0					0
計	管所		139	管所					0					0
	面積		220,764	変動面積					0					0

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区				本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区				計画期間中の増減	指定区分変更による増減	計画終了時の鳥獣保護区		
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度				26年度	27年度
					0							100
					0	4						130,096
1					1					448	5,330	4
8,403					8,403						0	35,530
					0						0	4
					0						0	2,661
					0						0	0
					0						0	0
					0						0	0
					0						0	3
					0						0	37,506
					0						0	0
					0						0	0
					0						0	23
					0						0	1,238
0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	5	134
0	0	0	0	0	8,403	0	0	4,882	0	0	5,330	207,031

イ 既設鳥獣保護区の変更計画

単位：ha (第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
24	森林鳥獣	立原	更新	210		210	10年	区域縮小	南相木村
		大曲	〃	552		552	10年		佐久市
		美ヶ原東	〃	612		612	10年		長和町
		車山白樺湖	〃	1,390		1,390	10年		茅野市
		釜無	〃	1,227		1,227	10年		富士見町
		広原	〃	3,228		3,228	10年		富士見町
		沢城湖周辺	〃	203		203	10年		飯田市
		大平峠県民の森	〃	586		586	10年		飯田市
		小渋ダム周辺	〃	2,926		2,926	10年		松川町、大鹿村、中川村
		賤母	〃	349		349	10年		南木曾町 他1市
		小木曾	〃	2,090		2,090	10年		木祖村
		のぞきど	〃	178		178	10年		大桑村
		東山	〃	713		713	10年		松本市
		五常	〃	392		392	10年		松本市
		風吹岳	〃	2,705		2,705	10年		小谷村
	芝山	〃	310		310	10年	千曲市		
	身近な鳥獣	上滝平	〃	4		4	10年		佐久穂町
		南牧	〃	2		2	10年		南牧村
		鷺場山	〃	234		234	10年		上田市
		長野大学野鳥愛護林	〃	20		20	10年		上田市
		みどり湖	〃	35		35	10年		塩尻市
		広丘	〃	62		62	10年		塩尻市
		大規模	三峰川上流	〃	13,317	△ 8,403	4,914		10年
計			23箇所	31,345	△ 8,403	22,942			
25	森林鳥獣	金峰山	更新	2,968		2,968	10年	区域縮小	川上村
		八島ヶ原	〃	620		620	10年		諏訪市・下諏訪町
		奥蓼科	〃	1,827		1,827	10年		茅野市
		北大塩	〃	800		800	10年		茅野市
		小川入	〃	1,152		1,152	10年		上松町
		瀬戸川	〃	1,555		1,555	10年		王滝村
		王滝	〃	4,683		4,683	10年		王滝村
		白川	〃	1,496		1,496	10年		塩尻市
		戸隠山	〃	4,582		4,582	10年		長野市、信濃町
	身近な鳥獣 集団渡来地	十二天の森	〃	12		12	10年		駒ヶ根市
		野尻湖	〃	596		596	10年		信濃町
計	11箇所	20,291	0	20,291					
26	森林鳥獣	海ノ口	更新	700		700	10年	期間満了	南牧村
		大門	〃	959		959	10年		長和町
		蓼科	〃	1,380		1,380	10年		茅野市
		沢山	解除	632	△ 632	0	—		伊那市
		駒ヶ根高原	更新	3,616		3,616	10年		駒ヶ根市
		横川	〃	3,602		3,602	10年		辰野町
		蘭平本谷	解除	2,880	△ 2,880	0	—		阿智村

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
26	森林鳥獣	茶臼山丸山	更新	866	△ 954	866	10年	期間満了	根羽村
	〃	軒山	〃	707		707	10年		売木村
	〃	障子山	解除	954		0	—		豊丘村
	〃	奈川	更新	3,265		3,265	10年		松本市
	〃	勝弦	〃	471		471	10年		塩尻市
	〃	中房	〃	1,992		1,992	10年		安曇野市
	〃	烏川	〃	1,004		1,004	10年		安曇野市
	〃	馬羅尾	〃	990		990	10年		松川村
	〃	大峰山	〃	111		111	10年		長野市
	〃	朝日山	〃	113		113	10年		長野市
	〃	聖山	〃	1,674		1,674	10年		長野市
	〃	権平	〃	416		0	—		千曲市
	〃	奥裾花	更新	3,315		3,315	10年		長野市
	〃	奥裾花峡	〃	2,200		2,200	10年		長野市
	〃	焼額	〃	1,125		1,125	10年		山ノ内町
	身近な鳥獣	大桑中学校野鳥愛護林	〃	3		3	10年		大桑村
	〃	臥竜山	〃	20		20	10年		須坂市
	〃	小川中学校野鳥愛護林	〃	10		10	10年		小川村
	集団渡来地	北竜湖	〃	414		414	10年		飯山市
希少鳥獣	北アルプス	〃	36,727	36,727	10年	松本市、大町市			
計		27箇所	70,146	△ 4,882	65,264				
27	森林鳥獣	木次原	更新	220	0	220	10年	期間満了	北相木村
	〃	春日	〃	1,950		1,950	10年		佐久市
	〃	塩領	〃	1,882		1,882	10年		岡谷市・塩尻市
	〃	本郷	〃	1,244		1,244	10年		松本市
	〃	東山地区	〃	737		737	10年		塩尻市
	〃	波田黒川	〃	2,032		2,032	10年		松本市
	〃	白馬村	〃	1,350		1,350	10年		白馬村
	〃	野尻	〃	607		607	10年		信濃町
	〃	野々海	〃	540		540	10年		飯山市、栄村
	身近な鳥獣	真田中学校野鳥愛護林	〃	3		3	10年		上田市
	〃	十三崖特殊	〃	35		35	10年		中野市
	大規模	北アルプス北部	〃	3,945		3,945	10年		大町市、白馬村
	計		12箇所	14,545		0	14,545		
28	森林鳥獣	松原湖高原	更新	300	△ 448	300	10年	期間満了	小海町
	〃	平尾富士	〃	97		97	10年		佐久市
	〃	南蓼科	〃	1,250		1,250	10年		茅野市
	〃	大島山	〃	803		803	10年		松川町
	〃	四阿屋山	解除	448		0	—		麻績村、筑北村
	〃	常磐	更新	667		667	10年		大町市
	〃	安南平	〃	906		906	10年		山ノ内町
	〃	高社山	〃	576		576	10年		木島平村
	集団渡来地	南アルプス南部	〃	6,377		6,377	10年		飯田市、大鹿村
計		9箇所	11,424	△ 448	10,976				
合計		81箇所	147,751	△ 13,733	134,018				

#### ウ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

既設鳥獣保護区のうち、ニホンジカやイノシシ等の農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある鳥獣が生息している地域については、その鳥獣だけを捕獲できる区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に一時的に変更の見直しを行い、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すこととする。

(第3表)

年度	狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定所在地	狩猟鳥獣捕獲禁止区域予定の名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
26	千曲市	樺平	416	10 年	ニホンジカ・イノシシを除く
計		1箇所	416		
合計		1箇所	416		

## 2 特別保護地区の指定等

### (1) 方針

#### ア 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、対象とする鳥獣の生息地を保護する必要がある地域に指定する。

本県の特別保護地区（17,464ha）のうち、指定目標値のある森林鳥獣生息地の特別保護区は2,717haであり、面積では十分なものとなっていることから、今後は国立・国定公園、県立自然公園の中核である特別保護地区や特別地域について、指定の検討をするとともに、既存の特別保護地区については、実情や指定目的等を精査し、必要に応じて見直すとともに、更新に努める。

#### イ 指定区分ごとの方針

希少鳥獣生息地の特別保護区については、希少鳥獣の捕獲や過剰な観察等を助長する可能性があるため、指定に当たっては慎重に検討する。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、地域住民や市町村、農林業団体等の関係者と十分な調整を行う。

(2) 特別保護地区の指定計画

単位：面積 ha (第4表)

区	分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定含む)								本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)			
森林鳥獣生息地	箇所	50	8															
	面積	3,180	2,717	2	1			1		4								0
大規模生息地	箇所		1							1								0
	面積		4,914	4,914						4,914								0
集団渡来地	箇所		0															0
	面積		0							0								0
集団繁殖地	箇所		0															0
	面積		0							0								0
希少鳥獣生息地	箇所		2					1		1								0
	面積		9,815					9,110		9,110								0
生息地回廊	箇所		0															0
	面積		0							0								0
身近な鳥獣生息地	箇所		2							1								0
	面積		18							3								0
計	箇所		13							7								0
	面積		17,464							14,629								0

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定含む)								計画期間中の増減	計画終了時の鳥獣保護区
						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)				
					0	2	1		1		4	0	8		
					0	294	187		121		602	0	2,717		
					0	1					1	0	1		
					0	4,914					4,914	0	4,914		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0						0	0	0		
					0	3	1	1	2	0	7	0	13		
					0	5,208	187	9,110	124	0	14,629	0	17,464		

単位：ha (第5表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
24	森林鳥獣	のぞきど	178	10年	178	10年			大桑村 小谷村 伊那市
	〃	風吹岳	2,705	10年	116	10年			
	大規模	三峰川上流	4,914	10年	4,914	10年			
計		3箇所	7,797		5,208				
25	森林鳥獣	戸隠山	4,582	10年	187	10年			長野市、信濃町
計		1箇所	4,582		187				
26	希少鳥獣	北アルプス	36,727	10年	9,110	10年			松本市、大町市
計		1箇所	36,727		9,110				
27	森林鳥獣	塩嶺	1,882	10年	121	10年			岡谷市・塩尻市 中野市
	身近な鳥獣	十三崖特殊	35	10年	3	10年			
計		2箇所	1,917		124				
合計		7箇所	51,023		14,629				

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図る必要がある場合に指定する。

なお、休猟区の指定に当たっては、地域の狩猟者の意向や農林業被害等を十分把握し、地域住民や市町村、農林業団体等の関係者と十分な調整を行うとともに、農林業被害等の状況に応じて特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の狩猟が可能となる特例休猟区の指定の検討を進めることとする。

#### (2) 休猟区の指定計画

単位：ha (第6表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
24	飯島町	烏帽子	2,080	3年	
	飯田市	程野山	4,283	3年	
計		2箇所	6,363		
27	飯島町	黒覆	1,664	3年	
計		1箇所	1,664		
合計		3箇所	8,027		

### 4 鳥獣保護区等の整備等

#### (1) 方針

ア 鳥獣保護区の境界を明確にし、違反行為の発生を防止するため、案内板、標柱、制札、補助板を設置し、必要に応じて適切な補修や交換を行う。

また、鳥獣保護区等の標識の寸法等に関しては、複数の都道府県へ入猟する狩猟者の適性かつ安全な狩猟をするため、隣接県と整合を図りながら国の規定に準ずるものとする。

なお、本県の標識に関し必要な事項は、別に定める条例によるものとする。

- イ 鳥獣保護区内の採餌および営巣等の環境整備・改善に当たっては、適正な森林整備による良好な森林環境の維持、公共事業等における自然環境保全に配慮した工法の推進に努めるとともに、給餌および給水施設は、人間と野生鳥獣の適正な関係を歪める恐れがあることから、原則として設置しないこととする。
- ウ 観察等利用施設の整備は、基本的に現存施設の維持・補修に努める。
- エ 調査や巡視等の管理については、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締まり等の観点から、鳥獣保護員による重点的な巡視を行う。

(2) 保全事業の実施に関する基本的な考え方

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により、鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

特に、ニホンジカによる被害が激しい南アルプス国立公園と重複する鳥獣保護区は関係機関と連携し保全事業を推進する。

また、被害が緩やか若しくは被害がない、山地帯から亜高山帯にかけて希少植物が生息している自然公園区域と重複している鳥獣保護区においては、被害を予防する観点で関係機関と連携した対策準備を検討する。

(第7表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
『黒河内』 『三峰川上流』  『南アルプス南部』	ニホンジカの生息分布域の拡大により、山地帯から亜高山帯にかけて生育する希少植物の食害及び希少鳥獣等の生息地の減少、環境の悪化が進行している。関係機関と連携し対策を推進していく。
『金峰山』 『浅間』 『大門』 『大門鷹山』 『美ヶ原東』 『八島ヶ原』 『車山白樺湖』 『茶白山丸山』 『駒ヶ根高原』 『大島山』 『駒ヶ岳・三ノ沢』 『白川』 『御岳』 『王滝』 『美ヶ原』 『奈川』 『乗鞍』 『北アルプス』 『北アルプス北部』 『風吹岳』 『奥裾花峡』 『戸隠山』 『東』 『高井』 『安南平』 『志賀高原』 『地獄谷』 『焼額』 『苗場山』	山地帯から亜高山帯にかけて希少植物が生息している自然公園区域と重複している鳥獣保護区であり、ニホンジカの侵入により被害を防ぐ”予防的観点”で、関係機関と連携した対策準備を検討していく。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

ア 環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類のライチョウは、生息地の減少や環境の悪化に



より生息数が減少しているといわれていることから、研究者や関係機関等と十分な意見交換を行うこととする。

イ キジの放鳥を前提とする人工増殖については、人工繁殖業者等に対し、近親交配による遺伝的な劣化を防ぐため、放鳥する地域で捕獲された野生個体を導入するよう指導する。

ウ 希少な鳥獣の増殖のために餌の確保が必要な場合は、原則として適正な森林整備や在来種の食餌植物の植栽等による環境整備を行うようにする。

## (2) 人工増殖計画

(第8表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成24年度 ～ 平成28年度			キジ	相手方：(社)長野県猟友会 指導方法：養殖業者への巡回視察 指導内容：野生化訓練状況の確認 野生から新たな個体の導入 個体抽出による病理検査 亜種間交雑防止に関する助言	(社)長野県 猟友会にて実 施

## 2 放鳥獣

### (1) 方針

ア 放鳥は、生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、行わないよう指導する。

イ 放鳥は、原則としてキジとし、放鳥を行う者に対して、以下の方針に沿って適切な指導に努める。

(ア) 異なる亜種との交雑を防ぐため、放鳥しようとする場所に生息する亜種と同じ亜種のものとし、遺伝的多様性の保持のため、放鳥する地域において捕獲された系統となるよう努めるとともに、鳥獣保護区への放鳥を通じ自然界での繁殖を促進させる。

(イ) 対象とする鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等を事前に調査し、放鳥後は標識装着による追跡調査の実施に努める。

(ウ) 人間に対する病原体を保有するおそれのある地域(例えば高病原性鳥インフルエンザ発生地等)では、放鳥しないこと。

(エ) 生息地および餌の競合、病原体の伝播等により、在来種に悪影響を及ぼす恐れのある個体は放鳥しないこと。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥用のキジ養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥実施の一次的な見合わせの必要性について検討する。

ウ 放鳥は、放鳥目的に則した時期(春、秋)に行うよう指導する。

エ 外来鳥獣については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系をかく乱し、生物多様性を損なう恐れがあることなどから、行わないよう指導する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第9表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区及び休猟区	10箇所	650羽	10箇所	650羽	10箇所	650羽	10箇所	650羽	10箇所	650羽
	可猟区	10箇所	650羽	10箇所	650羽	10箇所	650羽	10箇所	650羽	10箇所	650羽
	計	20箇所	1,300羽	20箇所	1,300羽	20箇所	1,300羽	20箇所	1,300羽	20箇所	1,300羽

(第10表)

種類名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
キジ	購入 1,300羽	購入 1,300羽	購入 1,300羽	購入 1,300羽	購入 1,300羽

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らし、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす恐れのある場合。ただし、外来鳥獣については、生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、根絶又は抑制するため積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼす恐れがある場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障をおよぼすおそれがある場合

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定の猟具（銃器及びわな、以下「特定猟具」という。）を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合。又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣保護法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏保持に著しい支障が生じる場合

カ 鳥獣保護法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」

という。) 第 45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。

キ 長野県暴力団排除条例に従い、暴力団員又は暴力団と密接な関係にある者を排除する趣旨から、捕獲従事者にこれらのものが含まれる捕獲許可申請書が提出された場合。また、許可期間中に暴力団関係者と発覚した場合は、その者の従事者証を取り消すこととする。

## (2) 許可する場合の基本的考え方

### ア 学術研究を目的とする場合

学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの(外来鳥獣に関する学術研究にあつては適切なもの。)であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

### イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止(有害鳥獣捕獲)を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか。又は、その恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

### ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整(個体数調整)を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

### エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念だけでなく、鳥獣の乱獲を助長する恐れもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。

#### (ア) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

#### (イ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

#### (ウ) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲又は採取する場合

#### (エ) 愛玩のための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長する恐れがあることから、原則として許可しないこととする。ただし、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要であるなど、県知事が特別な事由と認めるものに限り許可することができる。なお、この場合でも今後廃止し

ていく方針であることを申請者に指導を行うものとする。

(オ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

(カ) 鶺鴒飼養への利用

鶺鴒飼業者が漁業に用いるためはカワウを捕獲する場合

(キ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

(ク) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

オ 鳥獣保護区、自然公園内等での捕獲許可にあたっての方針

慢性的に著しい被害が見られる場合は、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように行うこととする。

また、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥類生息地の保護区等、鳥獣の保護を特に図る必要がある区域については、慎重な取扱いをするものとする。

カ その他

(ア) 捕獲を実施する者は、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯することとする。

(イ) 捕獲許可の期間が満了し又はその効力が失われた場合は、許可権者に鳥獣捕獲許可証を返納し捕獲結果を報告することとする。

(3) わなの使用にあたっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、ツキノワグマの錯誤捕獲が懸念されることから、以下の基準を満たすものとする。ただし、鳥獣による被害防止のために必要と認められる場合（農林業者が自衛で行う場合は除く。）のア（ア）のくくりわなの輪の直径については、以下によらないことができる。

なお、捕獲許可以外の鳥獣の錯誤捕獲が生じた場合は、原則として放獣しなければならない。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合で、ウの場合を除く

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

(ウ) ツキノワグマが特に人里へ近づく8月中旬頃の捕獲については、捕獲を自粛するよう指導に努める。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ア（ア）の規制に加えて、ワイヤーの直

径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

捕獲従事者の安全を考慮し捕獲方法は、原則として“はこわなに”限るものとし、歯や爪などを傷つけにくいタイプの使用に努める。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

鳥獣の生息数や分布を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて対象とする市町村や種を限定し、適切な移譲及び移譲の見直しを検討する。

また、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則」に定められた鳥獣種及び「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に定める鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）」により、許可権限移譲事項を公告した市町村の鳥獣種においては、引き続き移譲する。その際、関係法令及び本計画等に基づき適切に遂行されるよう助言するとともに、当該事務の執行状況が適切に報告されるよう要請する。

なお、移譲に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 移譲種の拡大についての基本的な考え方

(ア) 狩猟鳥獣であり、現に何らかの被害が発生しており、捕獲による対策が被害抑制に有効な種類で、かつ、生息数も安定していること。

(イ) 非狩猟鳥獣の場合は、被害が看過しがたい状況で、かつ、生息数が安定し、捕獲による対策が有効な種類であること。

(ウ) 被害防止計画において、権限移譲事項が公告された場合

イ ツキノワグマの緊急時の捕獲等の権限の一部移譲について

異常出没時等に不測の行動を行い、人身事故の危険が高いことから、次の場合については捕獲権限を一部移譲する。

(ア) 日常生活の範囲で人の生命又は身体に対し、危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合（当該危害を受けた者が、山菜等の採取、その他の行楽、測量、農林業作業、その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）

(イ) 人家又はその敷地内に侵入している場合

(ウ) 学校、病院、その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内に侵入している場合

#### (6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図る。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具（銃器を除く）ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的、許可有効期間、許可権者名を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、地形等の現地状況及び猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立札等で標識を設置する方法も可とする。

イ ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合は、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなの使用に努めるようにする。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して、迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める。

#### (7) 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えない方法で埋設処理し、山野に放置することのないようにする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼす恐れが軽微である場合として、規則第19条で定められた場合を除く。）さらに捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するようにする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ、カモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行うこととする。

イ 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないため、放鳥獣するものとする。

また、狩猟鳥獣以外においては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合は、飼養登録等の手続が必要であること及び捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となることをあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、捕獲される恐れがある場合は、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導するなど、適切な対応に努める。

#### (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で、必要な資料を得るために適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させるなどして求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立会うこととし、適正に実施されるよう対処する。

#### (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

国、県、市町村のレッドデータブックに記載があり、生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正かつ計画的に行われるようにする。

特にツキノワグマの八ヶ岳地域個体群については、地域個体群の存続が懸念されることから、生息状況のモニタリングに努めるとともに、必要に応じて法第12条第2項に基づく捕獲等の禁止又は制限等、地域住民の合意形成を図りながら検討することとする。

なお、このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等が生じることのないよう指導するとともに、地域の関係者の理解のもと、捕獲した個体を被害等が及ぶ恐れのない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることを検討する。

## 2 学術研究を目的とする場合

### (1) 学術研究

#### ア 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものとする。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

#### イ 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

#### ウ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）ただし、外来鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

エ 期間

1年以内

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該地域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響をおよぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

環境省足環を装着しての標識調査は次のとおりとする。

ア 許可対象者

国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員、国又は都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種 2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各 1,000羽以内、その他の者においては同各 500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。



ウ 期間

1年以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、以下の方針により行うものとする。

ア 農林業被害等、生活環境の悪化、人身への危害若しくは植生衰退等の自然生態系のかく乱（以下「被害等」という。）が、現に生じているか又はその恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う。ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。

イ 原則として、捕獲以外の方法により被害等が防止できないと認められるときに行うこととし、加害個体が特定され得る鳥獣については、個体を特定しての捕獲に努める。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ドバト、外来鳥獣以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、許可実績も少ないことから捕獲の許可に当たっては、被害実態を十分調査するなど特に慎重に取り扱うこととする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 予察捕獲は、常時の捕獲を行い、さらに生息数を低下させる必要があると判断した場合に限り実施することを認める。ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。

(ア) 予察表に係る方針等

予察表は、鳥獣の種類別、時期別、地域別に作成するものとし、保護管理対策協議会等で作成した年間の保護管理計画との整合を図り、予察捕獲の方針を明らかにさせる。

なお、予察表を作成する場合は、第11表により作成すること。

(イ) 被害発生予察地図

被害発生箇所が明確に示せるものとする。

(第11表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期											被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月

エ 特定鳥獣保護管理計画を策定している鳥獣については、原則として、個体数調整の許可と

する。ただし、被害者等の個人が農林業被害防止のため自らの事業地内で申請する場合は、有害鳥獣捕獲の許可とする。

オ 捕獲許可に当たっては、捕獲以外の被害防除対策と併せて、総合的・効果的な被害防止対策に繋がるよう努める。

カ 人が排出する生ゴミや未収穫作物への依存が鳥獣による被害等を誘引している場合は、被害等の防止の観点から、生ゴミや未収穫作物の適正な処理や安易な餌やり行為の防止について、必要な指導を行う。

## (2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

### ア 許可基準

#### (ア) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効率的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣が定める法人」）とする。

#### (イ) 従事者

##### a 市町村又は環境大臣の定める法人に対する許可の場合

(a) 従事者は、猟法の種類に応じた狩猟免許を有する者で、狩猟者共済、ハンター保険へ加入する等、狩猟事故による損害賠償能力を備えている者を選任することを原則とするが、銃器以外の方法（網及びわな等）により捕獲する場合は、網及びわな免許を所持していない者を補助者とすることができる。この場合、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地形条件に詳しく、豊富な狩猟の経験と知識を有し、捕獲申請日前1ヵ年間に猟法の種類に応じた狩猟者登録を受けた指導者が適切に指揮監督する体制で行われ、許可対象者及び行政機関並びに猟友会が補助者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められ、かつ、補助者の身体障害に対する補償保険に加入している場合とする。

(b) 地域の野生鳥獣の生息・被害等の状況、狩猟の実施状況を熟知した者が望ましいことから、広域捕獲などの場合を除き、原則として、該当市町村に居住する者であって、地域の猟友会長と十分協議し選出した者であること。

(c) 許可対象者は、従事者の行為に対する最終的な責任者であることから、従事者に対し捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備する等、指揮監督を行うこと。

##### b 被害者等に対する許可の場合

(a) 猟法の種類に応じた狩猟免許を有する者で、狩猟者共済、ハンター保険へ加入する等、狩猟事故による損害賠償能力を備えていること。ただし、銃器を使用する場合は捕獲申請日前1ヵ年間に狩猟者登録を受けていること。

(b) 銃器以外の方法（網及びわな等）による捕獲に限り、次に掲げる場合は、狩猟免許を有していない者に対して許可することができるものとする。

① 住宅等の建物内（敷地を含む。）における被害を防止する目的で当該建物内（敷地を含む。）において、小型の箱わな（小型鳥獣捕獲用の箱わな）若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

② 農林業被害の防止の目的で農林業者自らの事業地内において、囲いわなを用いて、イノシシ、ニホンジカの鳥獣を捕獲する場合

③ 農林業被害の防止の目的で農林業者自らの事業地内において、小型の箱わな（小型鳥獣捕獲用の箱わな）により外来鳥獣を捕獲する場合

なお、大型獣の止め刺しについては安全性等を考慮し、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地形的条件に詳しく、豊富な狩猟経験と知識を有する捕獲申請日前1ヵ年間に猟法の種類に応じた狩猟者登録を行った者に依頼するよう指導すること。

また、小型の鳥獣及び外来鳥獣の止め刺しについては、申請者において安全かつ確実に行えることを確認するとともに、必要に応じて、行政機関及び猟友会が行う講習会を通じて適切な方法を指導することとする。

(ウ) 鳥獣の種類・数量

a 対象鳥獣は、被害等を現に生じさせているか。又は、その恐れがある種とする。ただし、特定鳥獣については、原則として「個体数調整の許可」とし、緊急時等のやむを得ない場合及び被害者等の個人が農林業被害防止のため自らの事業地内で申請する場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とする。

b 鳥類の卵の採取は、原則として以下に該当する場合のみ許可の対象とする。

(a) 加害個体を捕獲することが困難であり、卵の採取を行わなければ捕獲の目的が達成できない場合

(b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵、雛の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

c 数量は、被害等の防止、軽減の目的を達成するため、必要最小限とする。

d 外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合には、a～cは適用しない。

(エ) 期間

a 対象期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた捕獲を無理なく実施するために必要かつ適切な期間とする。

b 対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

c 狩猟期間中及びその前後の許可については、狩猟と誤認されないよう、許可対象者に対し適切な対応を指導する。

d 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう指導する。

f 外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合には、a～dは適用しない。

(オ) 区域

a 対象区域は、被害等の発生状況に応じ、必要かつ適切な区域とし、対象鳥獣の行動圏

等を踏まえて被害等の発生地域及び隣接地等とする。

- b 被害の発生状況等に応じて、市町村を越えて共同で有害鳥獣捕獲を行う等、効果的に実施されるよう連絡調整を行うこととする。

また、県境を越えて被害が発生している場合、隣接県と広域的に実施されるよう連携を強化することとする。

- c 外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合には、a及びbは適用しない。

#### (カ) 方法

- a 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況（止め刺し等）での使用についてはこの限りではない。
- b 地域の実情、従来の捕獲実績を考慮し、最も効果があり、安全性が確保できる方法によることとするが、原則として鳥獣保護法第12条第1項又は第2項に規定する捕獲手段は用いることはできないこととする。
- c 指定猟法禁止区域で指定猟法に鉛散弾規としている区域では、水鳥の鉛中毒を防止するため、鉛散弾の使用は禁止する。
- d 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めることとする。
- e 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用し、結果として被害等の発生の遠因を生じさせないように注意することとする。

#### (キ) 捕獲にあたっての留意事項

- a 捕獲の実施に当たっては、従事者に対し事故の発生防止や錯誤捕獲の防止についての各種講習会を受講させるなど、事前の対策を講じさせるものとする。
- b 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び腕章等を装着させることとする。
- c 許可を受けた者が使用する捕獲用具（銃器を除く。）には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可権者名、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識を装着させることとする。

ただし、地形等の現地状況及び猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立札等で標識を設置する方法も可とする。

- d 捕獲物については、許可対象者の所有に帰するものであることから、その処理方法については、申請の際に明らかにさせ、捕獲の目的に疑義が生じないように適切な処理を指導する。
- e 生きたまま捕獲した個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法により行うよう指導することとする。
- f 捕獲許可を受けた者に対し、捕獲許可証の返納時に、捕獲場所、捕獲数、処理の概要等についての報告を求めることとする。

なお、必要に応じ特定の種に対しては、更に詳細な報告やサンプル等の提出を求める

こととする。

### (3) 捕獲の適正化のための体制の整備等

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図り、関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を図ることとする。特に、関係市町村に対しては、被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

#### ア 捕獲班の編成

猟法の種類に応じた狩猟免許所持者でかつ、ハンター保険など狩猟事故による損害賠償能力を備えているものが捕獲従事者となる場合は、適正かつ迅速な捕獲による被害防除のため、あらかじめ捕獲班を編成するよう努めるとともに、構成員となり得る人材の養成・確保に努めるよう指導することとする。

#### イ 捕獲隊の編成

##### (ア) 集落等捕獲隊

中山間地域を中心に野生鳥獣による農林業被害が深刻化するとともに、狩猟者の減少・高齢化により、有害鳥獣捕獲に従事する者を確保することが難しい状況にあることから、集落等の農林業者等で網及びわな免許を所持していない者を補助者とすることにより、集落等が一体となった有害鳥獣対策の推進に繋がることから、集落等捕獲隊を編成するよう指導することとする。

##### (イ) 広域捕獲隊

広域的な対策を推進する必要がある場合は、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう指導することとする。

#### ウ 関係者間の連携強化

(ア) 被害防除対策を適切かつ円滑に実施するため、地方事務所の管轄地域等を単位に、県、市町村、猟友会、森林管理署、農林業団体等、地域住民、鳥獣保護に関する有識者等の関係者による保護管理対策協議会を設置し、野生鳥獣の適正な保護管理のための連絡調整も併せて行うものとする。

(イ) 市町村においても、市町村、猟友会、農林業団体等、地域住民、鳥獣保護に関する有識者等の関係者による保護管理対策協議会を設置し、被害状況の把握、被害防除技術の普及、被害対策を行う体制の整備、住民等への啓発などにより効果的な被害防止が図られるよう助言するものとする。

#### エ 被害防除体制の充実

(ア) 被害防除対策や鳥獣の生態等の知見の収集に努めるとともに、その普及啓発を図るものとする。

(イ) 特に被害等が激甚かつ慢性的に発生している地域においては、状況の把握・連絡、防除技術の普及、被害対策を行う体制の整備、住民等への啓発により効果的な被害防止が図られるよう助言する。

#### 4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

##### (1) 個体数調整の基本的考え方

個体数調整を目的とした捕獲等の許可は、法第7条第1項に基づき作成した特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるよう行うものとする。

##### (2) 個体数調整についての許可基準の設定

###### ア 許可基準

###### (ア) 許可対象者及び従事者

- a 市町村又は環境大臣の定める法人に対する許可の場合  
有害鳥獣捕獲に準じて実施することとする。
- b 被害者等に対する許可の場合  
有害鳥獣捕獲に準じて実施することとする。

###### (イ) 鳥獣の種類・数量

鳥獣の種類は、特定鳥獣保護管理計画を策定しているカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシとし捕獲等の数は、各特定鳥獣保護管理計画の目標達成のために適切な頭数とする。

###### (ウ) 期間

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適正な期間とすること。

なお、狩猟期間及びその前後の許可については、一般の狩猟と誤認されないように許可対象者に対して地域住民への周知に努めるよう指導を行う。

###### (エ) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適正な区域とすること。ただし、個人が実施する場合は、有害鳥獣捕獲に準じるものとする。

###### (オ) 方法

有害鳥獣捕獲に準じて実施することとする。

#### 5 その他特別の事由の場合

##### (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

###### ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（現地機関の職員を含む。）

###### イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

###### ウ 期間

1年以内

###### エ 区域

申請者の職務上必要な区域

###### オ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- カ 許可権者  
県知事

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- ア 許可対象者  
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（現地機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者
- イ 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ウ 期間  
1 年以内
- エ 区域  
必要と認められる区域
- オ 方法  
原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- カ 許可権者  
県知事

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ア 許可対象者  
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- イ 鳥獣の種類・数  
必要最小限の種類及び数。（羽、頭、個）
- ウ 期間  
6 ヶ月以内
- エ 区域  
原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。
- オ 方法  
原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- カ 許可権者  
県知事

#### (4) 愛玩のための飼養の目的

野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要であるなど特別な事由以外は原則として許可しないこととする。また、この場合においても、愛玩のための飼養の目的とする捕獲許可については、今後廃止する方向で検討している旨を申請者等に周知していく。

##### ア 許可対象者

原則として、愛玩のための飼養を目的とした許可による捕獲個体を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。又は、これらの者から依頼を受けた者

##### イ 鳥獣の種類・数

メジロに限り、1世帯1羽までとする。

##### ウ 期間

繁殖期間中は認めない。

##### エ 区域

原則として、住所地と同一市町内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）

##### オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

##### カ 許可権者

県知事

#### (5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

##### ア 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

##### イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする繁殖の場合は、対象放鳥地の個体とする。

##### ウ 期間

6ヶ月以内

##### エ 区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

##### オ 方法

網、わな又は手捕



- カ 許可権者  
県知事

(6) 鵜飼漁業への利用

- ア 許可対象者  
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
- イ 鳥獣の種類・数  
必要最小限
- ウ 期間  
6ヶ月以内
- エ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではない。
- オ 方法  
網、わな又は手捕り
- カ 許可権者  
県知事

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ア 許可対象者  
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
- イ 鳥獣の種類・数  
必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）
- ウ 期間  
30日以内
- エ 区域  
原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- オ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- カ 許可権者  
県知事

(8) 前各号に掲げるもののほかに鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

## 6 鳥類の飼養の適正化

### (1) 方針

鳥類の違法飼養を根絶し、県民の野鳥保護思想の高揚に努めるとともに、鳥類の飼養の適正化を図るため、違法捕獲及び違法な飼養者に対する指導と取締りの強化に努めるものとする。

また、野生鳥獣は、自然の中で保護すべきであり、鳥獣の乱獲のおそれもあることから、愛玩飼養のための捕獲は原則として許可しないこととする。

なお、飼養許可権限は市町村長に移譲されていることから、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう要請することとする。

### (2) 飼養適正化のための指導内容

ア、飼養登録制度については、許可権限を市町村長に移譲しているが、適法飼養鳥類の個体管理のため、飼養許可証の更新の際は、飼養個体と装着許可書（足環）を照合し確認したうえで行うものとする。

イ、平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性など高齢個体の特徴を視認することにより、個体のすり替えが行われていないかを慎重に確認した上で更新を行うものとする。

ウ、装着許可証の毀損などによる再交付は原則として行わず、毀損時の写真などの状況により同一個体と認められる場合にのみ行うものとする。

エ、愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届け出があった場合、譲渡の経緯などを確認し、一個人が多数の飼養をすることがないようにする。

## 7 販売禁止鳥獣等

### (1) 許可の考え方

ア、次の（ア）、（イ）の両方に該当する場合に許可する。

（ア）販売の目的が規則第 23 条の目的に適合すること。

（イ）ヤマドリが販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処置が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼす恐れがあるものでないこと。

### (2) 許可の条件

販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所等とする。

## 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定等

#### (1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

#### ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われ、人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号第4条第6項）の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家が密集している場所及び人々の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生の恐れのある区域。

#### イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

#### ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

エ 特定猟具使用禁止区域等の標識の寸法等に関しては、複数の都道府県へ入猟する狩猟者の適性かつ安全な狩猟を実施するため、隣接県と整合を図りながら国の規定に準ずるものとする。

なお、本県の標識に関し必要な事項は、別に定める条例によるものとする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定等計画

単位：面積 ha (第12表)

既指定特定 猟具禁止区 域(A)	本計画期間の再指定予定の特定猟具禁止区域										本計画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)			
164	14	16	19	18	12	79						0			
30,487	2,890	1,658	6,526	1,369	1,367	13,810						0			
0	0				0							0			
0	変動面積					0						0			

銃猟による危 険を予防する ための区域	本計画期間に区域縮小する特定猟具禁止区域										本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定 猟具禁止区域					計 期間中の 増減	期 間 終 了 時 の 特 定 猟 具 禁 止 区 域
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)					
0						0	14	16	18	17	12	77	2	162			
0						0	2,890	1,658	6,102	1,129	1,367	13,146	664	29,823			
0						0						0	0	0			

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

単位：面積 ha (第13表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					おな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
24年度	小諸市 小海町 南牧村	糖塚山 小海 野辺山スキー場	79 131 64	10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定					

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				わな猟に伴う危険を予防するための区域						
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	
24年度	南牧村 上田市 上田市 上田市 東御市 長和町 長和町 松本市 松本市 大町市 高山村	海尻 横山 菅平 十の原 河原山 美し松 白権りんどう 山田池 稲核・水殿・奈川渡湖 大塩 中倉山	5 65 150 403 138 128 77 1 642 119 888	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	新指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定						
計		14箇所	2,890								
25年度	佐久市 佐久市 川上村 上田市 上田市 上田市 東御市 長和町 富士見町 富士見町 伊那市 長野市 長野市 長野市 長野市 信濃町 中野市	虚空蔵山 美笹 川上村千曲河川敷 赤井 中平 竹室 田沢 立岩 立沢 葛窪 上戸中桑 富士ノ塔山 飯綱高原 浪鶴湖 飯綱山麓 浜津ヶ池	44 29 48 3 4 7 149 32 101 128 42 96 420 100 261 194	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定						
計		16箇所	1,658								

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				わな猟に伴う危険を予防するための区域					
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
26年度	佐久市	平根	556	10年	再指定					
	佐久市	湯沢峰	122	10年	再指定					
	佐久穂町	穂積	8	10年	再指定					
	佐久穂町	八千穂村千曲河川敷	60	10年	再指定					
	軽井沢町	南軽井沢矢ヶ崎Ⅰ	1,114	10年	再指定					
	軽井沢町	南軽井沢矢ヶ崎Ⅱ	1,947	10年	再指定					
	上田市	番所ヶ原	181	10年	再指定					
	上田市	獅子ヶ城	190	10年	再指定					
	東御市	芸術村公園	53	10年	再指定					
	東御市	奈良原	87	10年	再指定					
	長和町	学者村	312	10年	再指定					
	長和町	大狹間	16	10年	再指定					
	伊那市	ますみヶ丘	119	10年	再指定					
	南箕輪村	羽場垣外	114	10年	再指定					
	松本市・塩尻市	奈良井川	242	10年	再指定					
	大町市	久保調整池	1	10年	再指定					
	池田町	会染	710	10年	再指定					
小川村	大洞	270	10年	再指定						
計		18箇所	6,102							
27年度	佐久市	望月原	76	10年	再指定					
	佐久穂町	古谷ダム	35	10年	再指定					
	佐久穂町	八千穂高原	230	10年	再指定					
	川上村	高登谷高原	120	10年	再指定					
	川上村	川上村千曲河川敷(その2)	3	10年	再指定					
	川上村	川上村千曲河川敷(その3)	3	10年	再指定					
	南牧村	森下	30	10年	再指定					
	上田市	上田リサーチパーク	70	10年	再指定					
	上田市	東塩田林間工業団地	150	10年	再指定					
	上田市	信州丸子高原グリーンホテル	30	10年	再指定					

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				わな猟に伴う危険を予防するための区域					
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
27年度	辰野町 飯田市 喬木村 木祖村 塩尻市 山ノ内町 飯山市・木島平村	上の山 栃ヶ洞 喬木唐沢 藪原 沓沢湖 夜間瀬川 樽川	135 70 24 28 11 93 21 1,129	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計			17箇所 1,129							
28年度	佐久市 佐久市 佐久市 佐久穂町 上田市 東御市 東御市 辰野町 木曾町 大桑村 松本市 朝日村	平井 谷田上池 上合ノ沢 八千穂高原スキー場 原峠 西海野 東入 荒神山 木曾馬の里 大桑村 生妻池 神明山	140 1 46 165 58 10 18 69 89 737 12 22 1,367	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
合計			77箇所 13,146							

※銃猟に伴う危険を防止するための区域における特定猟具は、装薬銃及び空気銃とする。

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険や事故発生のおそれがある地域については、特定猟具使用禁止区域に指定することを基本とし、特定猟具使用制限区域の指定は行わないこととする。

## 3 猟区設定のための指導

### (1) 方針

新規狩猟者の確保及び教育の場として猟区の設定を推進するものとする。ただし、設定に当たっては、鳥獣の生息環境や有害鳥獣による被害等を勘案し、地域住民との合意形成及び狩猟教育、環境教育の場としての公益性を十分に考慮するものとする。

### (2) 設定の方法

次の点を十分考慮して設定を行う。

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、県内の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に対し、過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

## 4 指定猟法禁止区域

### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握分析し、関係機関及び土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集分析を行い、関係機関及び土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

なお、指定猟法使用禁止区域の標識の寸法等に関しては、複数の都道府県へ入猟する狩猟者の適性かつ安全な狩猟を実施するため、隣接県と整合を図りながら国の規定に準ずるものとする。また、本県の標識に関し必要な事項は、別に定める条例によるものとする。

### (2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼす恐れがあるなど、鳥獣の保護に支障がある場合。又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物等に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合以外に許可するものとする。



## 第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

#### (1) 方針

- ア 個体数の増加や分布域の拡大により、著しい農林業等の被害や生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により、地域個体群として絶滅の恐れが生じている鳥獣を対象として、科学的、計画的な保護管理により地域個体群を安定的に維持しつつ、被害の軽減を図ることを目的として特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を策定する。
- イ 特定計画の内容は、生息調査等に基づく現状分布と目標の設定、捕獲以外の被害防除、個体数の調整、生息環境の保全と整備を基本とする保護管理とし、定期的なモニタリングに基づき必要に応じて見直す。
- ウ 特定計画の策定、見直し、実施に当たっては、学識経験者、関係行政機関、農林業団体等、狩猟団体、自然保護団体等で構成される特定鳥獣保護管理検討委員会を設置し、検討及び評価を行う。併せて対象鳥獣ごとに専門部会を設置し、専門的な観点から分析及び評価を行う。
- エ 特定計画の策定に当たっては、学識経験者、被害者、市町村、狩猟団体、自然保護団体等の利害関係者から意見を聴いた上で、パブリックコメントを行いより広い意見を聴取する。
- オ 広域分布型鳥獣の保護管理については、関係機関で設置された協議会等の取り組みに参画するとともに、協議会等が特定計画の策定する場合は、協力していくこととする。

### 2 実施計画の作成に関する方針

#### (1) 方針

- ア 対象鳥獣は、農林業被害が多いなど人との軋轢が深刻化しているカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシとする。  
これ以外の鳥獣については、被害状況や生息分布の拡大状況などから、特定計画の策定が必要な場合には、検討を行うものとする。
- イ 目標期間は、対象鳥獣ごとに検討の上、適切な期間を設定するが、特別な理由がない場合、原則として5年間とする。
- ウ 対象地域は、原則として対象とする地域個体群が分布する地域を包括するよう定め、対象とする地域個体群が県の境界を越えて分布する場合は、関係する県と十分な協議及び調整を行う。

(第14表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	科学的、計画的な保護管理により地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る。	ツキノワグマ	平成24～28年度	全県	
平成25年度		ニホンザル	平成25～29年度	全県	
平成25年度		イノシシ	平成25～29年度	全県	
平成26年度		カモシカ	平成26～30年度	全県	
平成27年度		ニホンジカ	平成27～31年度	全県	

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

県内に生息する鳥獣の現況の把握及び野生鳥獣の適切な保護管理を実現するための基礎資料を得ることを目的とし、試験研究機関、研究者、狩猟団体、NPO等と連携しつつ、必要に応じて鳥獣の生息状況調査を行う。

また、狩猟を含めた捕獲情報を集積し、活用するためのシステムの整備に努める。

なお、特定計画を策定した鳥獣については、特定計画に基づき調査を行う。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

鳥獣の生息環境の把握及び保護管理を進める上での資料とするため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等の鳥獣保護対策調査の実施に努めるものとする。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

県民になじみが深く判別が容易で、生活環境及び自然環境の保全にも関連する鳥獣について、県民参加型の一斉調査を検討するなどして、全県的な鳥獣の生息動向を把握するとともに、県民への保護意識の普及啓発を推進する。

#### (3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣について、保護管理を進めるための基礎情報の把握に努める。

#### (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

この調査は、ガン・カモ・ハクチョウ類の越冬状況を明らかにすることを目的とする調査で、昭和44年度から全国で一斉に調査を実施している。水鳥の生息環境を把握するための調査として、環境省の実施要領に基づき今後も継続する。

#### (5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新設の鳥獣保護区等については、指定に先立ち、既存資料及び現地確認等により、予定地及び周辺地域の鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の状況などの把握に努める。

また、既設の鳥獣保護区等の更新時には、鳥獣保護員の巡視時の目撃情報や被害状況の推移等により、指定効果の把握に努める。

### 3 狩猟対策調査

#### (1) 方針

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲状況を調査するものとし、保護管理に留意すべき鳥獣については、捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日など狩猟者からの捕獲状況報告の収集等により捕獲状況の把握に努める。

#### (2) 狩猟鳥獣生息調査

特定計画を策定した鳥獣については、捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日など捕獲

状況報告の収集等により捕獲状況の把握に努める。

また、その他の狩猟鳥獣については、狩猟者登録証返納時に捕獲メッシュ番号の記載や他の調査における目撃情報等の活用により、生息状況等の把握に努めるとともに、狩猟者に情報等をフィードバックしていくこととする。

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥に当たって、生息状況や放鳥場所の環境等を把握する事前調査及び足環装着により、定着割合、年齢、生息環境別の嗜好性等を把握する事後調査を行うようにする。

(4) 狩猟実態調査

狩猟者登録申請時にアンケートを配布し、返納時に回収することにより、可猟地域における狩猟実態、狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況、猟具の使用実態、狩猟者の減少の状況等について把握する。

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

特定計画を策定した鳥獣は、計画に基づき必要な調査を行う。

また、被害等が著しい又は大きな影響が懸念される鳥獣については、被害状況の分析や生態の把握を行うとともに、被害発生メカニズムを明らかにし、効果的な被害対策技術の開発に努める。

特に、わな捕獲後の止め刺し方法が課題であることから、簡易的な止め刺し技術の開発に努める。

第8 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

各地方事務所単位に鳥獣対策専門員を配置し、鳥獣保護事業計画に従い専任して事務を遂行する。

また、鳥獣行政担当職員を対象とし、計画的に研修を行い専門的知識の向上を図るとともに、市町村担当職員の資質向上への支援を図る。

(2) 設置計画

(第15表)

区 分	現在			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
林務部 森林づくり推進課 野生鳥獣対策室	7		7	7		7	県全域を対象とする計画の立案・実施、予算編成、現地機関の総括
地方事務所 林務課 林務係	10	20	30	10	20	30	所管区域内の鳥獣保護事業の実施

(3) 研修計画

(第16表)

名 称	主催	時 期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	国	5月下旬	1回	全国	5	鳥獣保護行政担当職員の専門知識の習得	
野生鳥獣保護管理行政担当職員研修	県	春夏秋冬	各1回	全県	50	鳥獣保護行政担当職員の基本的な知識、防除対策技術の習得、活動事例発表、成果・課題の検討	
鳥獣保護行政担当国会議	県	春、秋	各1回	全県	50	年間スケジュール、定例事務の説明及び重点課題等への取組み	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護事業の実施に関する業務の補助のため、市町村合併前の市町村数に見合う人数を目標に任用し、専門性の高い鳥獣保護員の配置、公募による任用など地域の実情に応じた総数の確保に努めることとする。

また、狩猟制度及び野生鳥獣の生態、保護管理についての知識や経験を有する人材から任用し、クマ対策員及び傷病鳥獣救護ボランティアと連携を図りながら業務を遂行することとする。

(2) 設置計画

(第17表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	充足率 (C/A)
人 116	人 116	% 100	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 116	% 100

(3) 年間活動計画

(第18表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	
狩猟に関する指導								←	→				
捕獲許可に関する指導	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	
鳥獣保護事業の啓発	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	
保護管理の指導	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	
傷病鳥獣の保護	適 宜												
鳥獣に関する調査	適 宜												

(4) 研修計画

(第19表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護員研修	現地機関	4月 10月	2回 (延べ20回)	ブロック	116	鳥獣行政のあり方、鳥獣関係法令の知識、鳥獣の生態に関する知識等最新知見の習得	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

市町村及び地域の保護管理対策協議会等と協力しつつ、地域における保護管理のリーダー的人材の育成を図るための研修等を開催する。

また、野生鳥獣の保護管理の欠くことのできない担い手である狩猟者の高齢化及び減少が著しいことから、狩猟実態調査により狩猟者を取り巻く現状を把握分析した上で、(社)長野県猟友会と協力し、狩猟者の確保及び育成を図るためのPRや研修等を行う。

(2) 研修計画

(第20表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣害防止対策研修会	長野県	適宜	2回	全県	150人 150人	最新の被害防除手法の習得、効率的な捕獲対策方法の習得	
保護管理研修会	地域保護管理対策協議会	適宜	1回 (延べ20回)	ブロック	10～50人	最新の被害防除手法の習得	
狩猟者講習会	長野県	適宜	適宜	ブロック	10～50人	安全狩猟技術の向上、鳥獣保護制度の習得	

(3) 捕獲者確保・育成対策

ア 目標

銃器による捕獲者の減少の緩和と、わなによる捕獲者の増加を目指す。

【現状(H22) 3,500人(銃:7割、わな3割)】

⇒【目標(H27以降) 3,900人(銃:4割、わな6割)】

イ 方針

(ア) 捕獲者確保のための説明会やわな猟初任者への技術指導を行い、捕獲者の確保・育成を図る。

(イ) 狩猟者免許試験の回数を増やし、初心者講習会の会場を増やすことにより、狩猟免許試験等の機会の拡充を図り、狩猟免許を取得しやすい体制づくりを行う。

(ウ) 広域で活動する捕獲技術の優れた、捕獲者の確保・育成を図る。

(エ) 県発注森林整備事業の総合評価落札方式の社会貢献に有害鳥獣捕獲協力事業所を追加し捕獲者の確保を図る。

(オ) 関係機関と連携し、捕獲者確保のための普及啓発を実施する。

注1) 捕獲者とは、鳥獣の計画的な保護管理に資する個体数調整(有害鳥獣捕獲)に従事する者

注2) 狩猟者とは、狩猟を行う者のほか、個体数調整(有害鳥獣捕獲)に従事する者

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

本県における傷病鳥獣救護対策については、社団法人長野県獣医師会及び公営動物園に委託して実施する野生傷病鳥獣救護事業及び傷病鳥獣救護ボランティアにより実施していることから、当面、傷病鳥獣の救護等を通じた鳥獣保護センターの設置は計画しないものとする。

ただし、鳥獣保護管理の普及啓発を図るため、戸隠森林学習館、林業総合センター、環境保全研究所、動物愛護センター（ハローアニマル）、病虫害防除所など既存施設を活用し、それぞれ役割を分担し連携を取りながら自然保護思想の普及啓発に努める。

5 取締り

(1) 方針

事故及び違反の未然防止のため、鳥獣保護関係法令の普及徹底に努めるとともに、県警本部、各警察署、(社)長野県猟友会、市町村、その他関係機関等と緊密な連携体制のもと、迅速かつ適正な取締りを行う。

また、飼養目的の鳥類の違法捕獲、違法販売行為については、県警本部、各警察署、野鳥保護団体等と緊密な連携体制のもと、迅速かつ適正な取締りを行う。

【取締り重点事項】

- ア 銃弾の達する恐れがある人畜・建物などに向かったの銃猟違反
- イ 人家の多い場所などにおける銃猟違反
- ウ 捕獲禁止場所での捕獲違反
- エ 日の出前、日没後の銃猟違反
- オ 非狩猟鳥獣などの捕獲違反及び狩猟鳥獣の捕獲制限違反
- カ 危険なわななどの設置違反
- キ 無免許・無登録者による狩猟違反
- ク かすみ網、とりもちなどによる捕獲違反
- ケ 鳥獣の無許可捕獲、無許可飼育違反
- コ ペット業者、鳥獣加工業者による違法行為
- サ 第4の3(2)ア(イ)b(b)③の許可捕獲で、外来鳥獣以外の鳥獣が捕獲された場合の放獣の徹底

(2) 年間計画

(第21表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法行為取締り	←												→	
狩猟事故防止								←					→	
その他取締り	←												→	

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

## 第9 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### 1 狩猟の適正管理

狩猟にかかる規制区域指定等の制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する区域の指定及び狩猟鳥獣の捕獲数や期間を制限するなど、必要に応じてきめ細やかに実施する。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者から意見を聴取し、必要に応じて見直すものとする。

なお、特定計画によりニホンジカとイノシシの狩猟制限または緩和がされている。

#### (1) 狩猟鳥獣の制限または緩和

##### ア ニホンジカ

(ア) 1日当たりの捕獲制限数の緩和（詳細事項は、特定計画に定める。）

(イ) 狩猟期間の延長（詳細事項は、特定計画に定める。）

(ウ) くくりわなの径の規制緩和（詳細事項は、特定計画に定める。）

##### イ イノシシ

(ア) 狩猟期間の延長（詳細事項は、特定計画に定める。）

(イ) くくりわなの径の規制緩和（詳細事項は、特定計画に定める。）

#### (2) 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合、地域個体群の個体数管理に配慮しつつ、被害対策への取り組みが必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等について、入猟者承認制度により地域個体群の適切な保護管理を行う。

なお、長野県においては、入猟者承認制度は当面実施しない。

### 2 傷病鳥獣救護の基本的な対応

#### (1) 方針

ア 野生鳥獣の保護管理の考え方を広報等により、一般県民を対象とした普及啓発に努める。

イ 野生鳥獣の保護増殖を目的とし、(社)長野県獣医師会、公営動物園、傷病鳥獣救護ボランティア、一般県民と連携しそれぞれの立場で傷病鳥獣の救護を進める。

ウ ヒナや出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、一般県民に対し周知徹底する。

エ 外来鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。

オ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林業被害等への被害の原因となる恐れのある鳥獣については、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。

## (2) 保護収容者による救護の推進

保護収容者の自主性に基づく救護を推進するとともに、野生鳥獣救護マニュアル（平成 19 年 3 月）に基づいて、関係機関の役割を周知徹底する。

## (3) 傷病鳥獣救護ボランティアの充実

ア 傷病鳥獣救護ボランティアは、傷病鳥獣の救護を行うだけでなく、自らの救護技術の向上に努める。

イ 保護収容者（一般県民）の自主性に基づく救護に対し、指導的な役割を担う。

## (4) 傷病鳥獣の保護体制

野生鳥獣傷病鳥獣の救護依頼に対応し、効果的な救護を行うため、行政、公営動物園、県獣医師会開業医師、野生傷病鳥獣救護ボランティアが連携し、野生傷病鳥獣の救護を推進する。

なお、野生傷病鳥獣救護依頼が年々増加しており、保護収容場所の確保が難しくなっている現状に鑑み、希少鳥獣等の保護繁殖が特に必要と認められる種でない鳥獣については、保護収容者が救護できる体制を目標としていく。

## 3 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような家畜と鳥獣に感染する感染する感染症についても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心も高まっている。こうした感染症が日本国内で発生し、希少種を始めとした鳥獣への影響が懸念されることから、国及び県は、鳥獣保護の視点から発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施するものとする。

また、県は鳥獣に関する専門的な知見をもって、地域住民に対して人獣共通感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、家きんや人における感染症の発生予防に資するものとする。

本県における具体的な対応は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス感染監視実施要領（平成 23 年 11 月 30 日）」及び「長野県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル（平成 18 年 12 月 28 日施行 長野県衛生部・農政部）」に基づき実施するものとする。

## 4 鳥獣保護事業に関する普及啓発

### (1) 鳥獣思想についての普及

#### ア 方針

生物多様性の保全を基本とし、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、人と野生鳥獣との共存を実現するため、鳥獣の生態や自然の成り立ち、人と野生鳥獣との適正な関わり方等について普及啓発を行う。





(4) 法令の普及徹底

ア 方針

(ア) 担当者等への関係法規等の周知徹底

野生鳥獣に関する保護思想の普及啓発を図るため、鳥獣保護員や市町村担当者に対して鳥獣保護事業計画や関係法規等の周知を図り、一般県民への普及等に協力を求めるものとする。

(イ) 一般県民への周知徹底

若齢鳥獣の拾得防止（「ヒナを拾わないで！」運動の推進）、捕獲規制制度への理解（かすみ網、くくりわな、とらばさみ等の使用規制を含む）、鳥獣飼養登録制度等、一般県民に関係のある事項について、長野県公式ホームページ、広報紙、ポスター、パンフレット、講習会等により、その問題点等も含め周知徹底を図るものとする。

イ 年間計画

(第25表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
法令の普及	←→						←→							鳥獣保護員 会議	鳥獣保護員	
		←→								←→				鳥獣保護行政 担当者会議	鳥獣保護行政 担当職員	
有害鳥獣捕獲	←→												←→		申請時に指導	市町村職員
狩猟制度全般						←→								狩猟者対象 講習会	狩猟者	